○経済産業省告示第一号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十二条第二項において準用する同法第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき公示する。

平成三十年一月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録の区分	外国登録検査機関
一　ヒューズ 二　配線器具 三　電熱器具 四　電動力応用機械器具 五　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。）	ＵＬ　ＬＬＣ アメリカ合衆国イリノイ州ノースブルック市フィングステン通り３３３番地

登録年月日　平成三十年一月七日

（参考）

ＵＬ　ＬＬＣの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

ＵＬ　ＬＬＣ　ノースブルック事業所（アメリカ合衆国イリノイ州ノースブルック市フィングステン通り３３３番地）

○経済産業省告示第二号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第三十五条第三項において準用する第二十三条の規定により、登録養成機関から住所を次のとおり変更する旨の届出があったので、同規則第三十五条第三項において準用する第三十三条の規定に基づき、公示する。

平成三十年一月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号　登録養成機関名

第三号　公益財団法人　日本生産性本部

変更後住所

東京都千代田区平河町二丁目１３番１２号

変更前住所

東京都渋谷区渋谷三丁目１番１号

変更年月日

平成三十年一月五日

○近畿地方整備局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十二日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
和歌山県日高郡由良町大字里字北山一三三二番一から同町大字里字入路三五五番三まで	前	一一・六〇メートル～二三・八〇メートル
	後	一二・六〇メートル～二四・八〇メートル　二五〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十二日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	和歌山県日高郡由良町大字里字北山一三三二番一から同町大字里字入路三五五番三まで	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年一月二十二日

国会事項

参議院

政府特別補佐人承認

一月十八日伊達議長は、安倍内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百九十六回国会政府特別補佐人として承認した。

人事院総裁　一宮なほみ

内閣法制局長官　横畠　裕介

公正取引委員会委員長　杉本　和行

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

公害等調整委員会委員長　**荒井**　勉

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　茂木　敏充

経済産業大臣世耕弘成帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　茂木　敏充

内閣府特命担当大臣世耕弘成帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる

最高裁判所判事　小貫　芳信

願に依り本官を免ずる（以上一月十六日）

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三はエストニア国、ラトビア国、リトアニア国、ブルガリア国、セルビア国及びルーマニア国へ出張のところ一月十七日帰朝した。

○法務大臣臨時代理解職

国務大臣　小此木八郎

法務大臣上川陽子帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（一月十七日）

国家公安委員会

（中部管区警察局総務監察・広域調整部長）警視長　河合　信之

（香川県警察本部長を命ずる（一月十四日））

（警察庁交通局交通指導課長）

警視長　森末　治

秋田県警察本部長を命ずる

（警察庁長官官房給与厚生課長）

警視監　坂口　拓也

栃木県警察本部長を命ずる

（警察庁刑事局捜査支援分析管理官）警視長　山田　知裕

富山県警察本部長を命ずる

（警察庁刑事局犯罪鑑識官）同　三田　豪士

佐賀県警察本部長を命ずる

（中部管区警察学校長）警視正　荒瀬　伸郎

北海道警察函館方面本部長を命ずる（以上一月十五日）

（警察庁刑事局捜査第一課特殊事件捜査室長）警視正　遠藤　雅人

警視長に任命する

奈良県警察本部長を命ずる